

(別紙2)

次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後										改 正 前													
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 5)																							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 開設 移転 届出書 整理番号 </div> <p style="text-align: center;">給与支払事務所等の 廃止</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>										<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 開設 移転 届出書 整理番号 </div> <p style="text-align: center;">給与支払事務所等の 廃止</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>													
所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。																							
記																							
給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日		平成 年 月 日		屋 号						給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日		平成 年 月 日		屋 号									
開設・廃止の内容		法人設立 開業		法人成り 支店開設		事務担当者の 氏名及びその 所属する係名				開設・廃止の内容		法人設立 開業		法人成り 支店開設		事務担当者の 氏名及びその 所属する係名							
		解散 廃業		休業 支店閉鎖				解散 廃業				休業 支店閉鎖											
住所又は本店の所在地		その他()		住所		電話() -				本店又は主たる事務所の所在地		その他()		住所		電話() -							
				(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)															
事業種目				関係 税理士 氏名						事業種目				関係 税理士 氏名									
給与支払を開始する年月日		平成 年 月 日		移転前の所在地						給与支払を開始する年月日		平成 年 月 日		移転前の所在地									
従事員数及び給与支払の状況																							
区 分	役 員	事 務 職 員	営 業 ・ 工 員	そ の 他	計	区 分	役 員	事 務 職 員	営 業 ・ 工 員	そ の 他	計	区 分	役 員	事 務 職 員	営 業 ・ 工 員	そ の 他	計	区 分	役 員	事 務 職 員	営 業 ・ 工 員	そ の 他	計
従 事 員 数	人	人	人	人	人	従 事 員 数	人	人	人	人	人	従 事 員 数	人	人	人	人	人	従 事 員 数	人	人	人	人	人
給与の定め方												給与の定め方											
税額の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	税額の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	税額の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	税額の有無		有・無	有・無	有・無	
(その他参考事項)																							
税理士署名押印										㊟													
税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	入力	名簿等			
14・07改正										(源0301)													
13・07										(源0301)													

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 5)</p> <p style="text-align: center;">開設 移転 廃止 給与支払事務所等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、給与の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。</p> <p>2 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 標題の「開設」「移転」「廃止」の文字は、届出の区分に応じ該当する文字を で囲んでください。</p> <p>(2) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (注) この場合、「住所又は本店の所在地」欄に届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「開設・廃止の内容」欄は、該当するものにし印を付し、それ以外の場合には、その他にし印を付してその内容を()内に記載してください。</p> <p>(4) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。</p> <p>(5) 「移転前後の所在地」欄は、給与支払事務所等を移転した場合のみ、該当する文字を で囲むとともに、移転前の所在地を所轄する税務署長に提出するときは移転後の所在地を記載し、移転後の所在地の税務署長に提出するときは移転前の所在地を記載してください。</p> <p>(6) 「従事員数及び給与支払の状況」の「給与の定め方」欄には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」欄には各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納付すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合には「無」を、その他の場合には「有」を で囲んでください。</p> <p>(7) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「 」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 給与支払事務所等の廃止届出書については、「名称」、「所在地」、「代表者氏名」、「給与支払事務所等を廃止した年月日」、「廃止の内容」、「住所又は本店の所在地」だけ記載してください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 5)</p> <p style="text-align: center;">開設 移転 廃止 給与支払事務所等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、給与の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。</p> <p>2 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 標題の「開設」「移転」「廃止」の文字は、届出の区分に応じ該当する文字を で囲んでください。</p> <p>(2) 「開設・廃止の内容」欄は、該当するものにし印を付し、それ以外の場合には、その他に</p> <p>(3) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。</p> <p>(4) 「移転前後の所在地」欄は、給与支払事務所等を移転した場合のみ、該当する文字を で囲むとともに、移転前の所在地を所轄する税務署長に提出するときは移転後の所在地を記載し、移転後の所在地の税務署長に提出するときは移転前の所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「従事員数及び給与支払の状況」の「給与の定め方」欄には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」欄には各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納付すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合には「無」を、その他の場合には「有」を で囲んでください。</p> <p>(6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 給与支払事務所等の廃止届出書については、「名称」、「所在地」、「代表者氏名」、「給与支払事務所等を廃止した年月日」、「廃止の内容」、「本店又は主たる事務所の所在地」だけ記載してください。</p>


改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 6)

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 6)

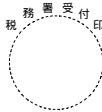
収 益 事 業 廃 止 届 出 書		整理番号
 平成 年 月 日 税 務 署 長 殿	(フリガナ) 名 称	
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話() -
	納 税 地	電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑩
	代 表 者 住 所	電話() -
収益事業を廃止したので届け出ます。		
収 益 事 業 廃 止 年 月 日	平成 年 月 日	
収 益 事 業 を 廃 止 し た 日 を 含 む 事 業 年 度	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日	
(参考事項) 収 益 事 業 を 開 始 し た 年 月 日 年 月 日		
税 理 士 署 名 押 印 ⑩		
税 務 署 処 理 機 部 門	決 算 期	業 種 番 号 入 力 名 簿

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">収益事業廃止届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none">1 この届出書は、収益事業を行っていた公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を廃止した場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。2 この届出書は1通（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の場合は2通）提出してください。3 各欄は、次により記載してください。<ol style="list-style-type: none">(1) 「納税地」欄は、収益事業を廃止する直前の納税地を記載してください。(2) 「収益事業廃止年月日」欄には、収益事業を廃止した年月日を記載してください。(3) 「(参考事項)」欄には、先に提出した「収益事業開始届出書」の「収益事業開始日」を「収益事業を開始した年月日」欄に記載するほか、その他参考となる事項等がある場合に記載してください。(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。(5) 「 」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 8)

公益法人等の収支計算書の提出書


税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長 殿	一通番号			
	税務署整理番号			
	提出年月日	年	月	日
	郵便官署消印	年 月 日	確認印	
租税特別措置法第66条の6(公益法人等の収支計算書の提出)の規定に基づき、別添のとおり収支計算書を提出します。				
事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
(フリガナ) 法人名				
主たる事務所の所在地等	〒 電話 () -			
(フリガナ) 代表者氏名				
収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額	
	円		円	

14・07改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 8)

公益法人等の収支計算書の提出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長 殿	一通番号			
	税務署整理番号			
	提出年月日	年	月	日
	郵便官署消印	年 月 日	確認印	
租税特別措置法第66条の6(公益法人等の収支計算書の提出)の規定に基づき、別添のとおり収支計算書を提出します。				
事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
(フリガナ) 法人名				
主たる事務所の所在地等	〒 電話 () -			
(フリガナ) 代表者氏名				
収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額	
	円		円	

13・07

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)

更正の請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿		納税地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
代表者氏名 代表者住所		法人名		
		(フリガナ)		
事業種目		代表者氏名	㊟	
		代表者住所	〒	
事業種目		事業種目	業	
		事業種目	業	
国税通則法第23条の規定に基づき 自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に 法人税法第82条 至平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。				
記				
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額	
所得	所得金額又は欠損金額	1		
	同上の軽減税率適用所得金額	2		
	内訳その他の金額(1-2)	3		
	法人税額	4		
法人税額の特別控除額		5		
差引法人税額(4-5)		6		
リース特別控除取戻税額		7		
土地譲渡課税土地譲渡利益金額		8		
利益金同上に対する税額		9		
留保金課税留保金額		10		
留保金同上に対する税額		11		
使途使途秘匿金額		12		
秘匿金同上に対する税額		13		
法人税額計(6+7+9+11+13)		14		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15		
控除税額		16		
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17		
中間申告分の法人税額		18		
差引 納付すべき法人税額		19		
差引 還付金額		20		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21		
(更正の請求をする理由等)				
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日	添付書類	
還付を受けようとする銀行等又は郵便局名		イ 預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 高橋 欄 預金(口座番号)	本店・支店 本所・支所	ロ イ以外の場合 窓口受取の場合は、郵便番号のみを記入してください。 郵便局 通常貯金の記号番号
税理士署名押印		㊟		
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考

14-07改正

(法1101)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)

更正の請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿		納税地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
代表者氏名 代表者住所		法人名		
		(フリガナ)		
事業種目		代表者氏名	㊟	
		代表者住所	〒	
事業種目		事業種目	業	
		事業種目	業	
国税通則法第23条の規定に基づき 自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に 法人税法第82条 至平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。				
記				
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額	
所得	所得金額又は欠損金額	1		
	同上の軽減税率適用所得金額	2		
	内訳その他の金額(1-2)	3		
	法人税額	4		
法人税額の特別控除額		5		
差引法人税額(4-5)		6		
リース特別控除取戻税額		7		
土地譲渡課税土地譲渡利益金額		8		
利益金同上に対する税額		9		
留保金課税留保金額		10		
留保金同上に対する税額		11		
使途使途秘匿金額		12		
秘匿金同上に対する税額		13		
法人税額計(6+7+9+11+13)		14		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15		
控除税額		16		
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17		
中間申告分の法人税額		18		
差引 納付すべき法人税額		19		
差引 還付金額		20		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21		
(更正の請求をする理由等)				
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日	添付書類	
還付を受けようとする銀行等又は郵便局名		イ 預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 高橋 欄 預金(口座番号)	本店・支店 本所・支所	ロ イ以外の場合 窓口受取の場合は、郵便番号のみを記入してください。 郵便局 通常貯金の記号番号
税理士署名押印		㊟		
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考

13-07

(法1101)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 31)

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよ付欄
(消印しないでください)

税務署長 殿

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方の場合のみ記入してください。
住所

住所 (フリガナ)

氏名 又は 法人名及び 代表者氏名

特定信託の名称:

氏名

下記のとおり 納税証明書の交付を請求します。

証明書の種類	その1	その2	その3 その3の2 その3の3	その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にし印を記入してください)	申告所得税 法人税 消費税及び 消地その他 ()	申告所得税 法人税	申告所得税 消費税及び 消地その他 () <small>その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	/
証明を受けようとする国税の年	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	/
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 法定納期限等 源泉徴収税額 未納税額のみ (には、必要な場合にし印を記入してください。)	所得金額	未納の税額がないこと <small>その3の2は申告所得税と消費税及び地方消費税に、その3の3は法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がないこととなります。</small>	滞納処分を受けたことがないこと
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的	資金借入 保証人	入札参加指名願 その他()	登録申請(更新)
----------	-------------	-------------------	----------

税務署整理欄

本人(代理人) 運転免許証 パスポート 身分証明書 () 確認者

確認方法 健康保険証 その他 ()

収入印紙

その1	税目数	年度	枚	円/合計	確認者	証明番号
その2	年度	枚	円			
その3	年度	枚	円			
その4	年度	枚	円			

整理番号

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 31)

納税証明請求書

(その2所得金額用)

収入印紙
(消印しないでください)

証明書の使用目的	1 資金借入	2 入札参加指名願	3 登録申請(更新)	証明書の請求枚数	枚
	4 保証人	5 その他()			

上記の目的に使用するため、次の事業年度に係る法人税の所得の金額等について証明を請求します。

請求する 事業年度	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日
	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日
	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日
	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日

本人(代理人)確認欄	委任状(代理の場合)有無	(代理人)住所
1 運転免許証	所得金額用に添付	(フリガナ)氏名
2 健康保険証等	納税額用に添付	
3 その他	発行又は 手交年月日	年 月 日

納税証明請求に当たっての御注意

- この納税証明請求書は、法人の「各事業年度の所得の金額」及び「退職年金等積立金の額」並びに「清算所得の金額」を記載した証明書を請求する場合に使用してください。
なお、証明内容は、証明書発行日現在のものとなります。
- 交付手数料として、次により算出した金額に相当する額の収入印紙を、この証明請求書の所定の位置にちよう付してください。
 - 1事業年度分の所得金額等について証明を請求する場合
400円 × 請求枚数
 - 2事業年度以上の事業年度分の所得金額等について証明を請求する場合
400円 × 請求事業年度数 × 請求枚数
- 収入印紙には、絶対に消印をしないでください。消印をしたものは無効となります。
- 法人等から委任を受けて納税証明書の請求をするときは、委任状の添付を要します。この場合には納税証明請求書の「所在地、法人名、代表者氏名」欄には、法人等の所在地、法人名、代表者氏名を記載した上、「(代理人)」欄に代理人の住所、氏名を記載し押印してください。
- 代表者本人又は、代理人本人であることを確認できるもの(例えば、運転免許証、健康保険証など。)をご持参ください。
- その他、不明な点がありましたら、係員にお尋ねください。

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

- 1 納税者の方の住所・氏名（法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名）を記入し押印をしてください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。
特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。
 - 2 証明書の種類に□を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。
 その1 …… 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。
 その2 …… 所得金額についての証明です。
法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」並びに「法人税法第 82 条の 2 に規定する各特定信託の計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。
 その3 …… 未納の税額がないことの証明です。
個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に□を付けてください。
 その4 …… 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。
 - 3 証明を受けようとする税目に□を付けてください。
 - 4 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。
申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。
 - 5 その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に□をつけてください。
 - 6 証明書の請求枚数を記入してください。
 - 7 証明書の使用目的を記載してください。
 - 8 納税証明書の交付請求には手数料が必要です。手数料は収入印紙をはって納めてください。手数料の金額は次の算式で求められます。
- | 種 類 | 税目数 | 年度 | 枚数 | 単 価 | 小 計 | 合 計 |
|------|-----|----|----|--------|-----|-----|
| その1 | | x | x | x 400円 | = | |
| その2 | | | x | x 400円 | = | |
| その3等 | | | x | x 400円 | = | |
- 収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。
- なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。
- 9 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。
 - 10 その他、不明な点は係員にお尋ねください。

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

税務署長 殿 年 月 日提出

フリガナ _____

住所 〒 _____ 氏名 _____ 印 _____

(居所) _____ 職 業 _____ 電 話 _____

この欄には書かないでください。 索引番号 _____

税務署長 殿 年 月 日提出

フリガナ _____

住所 〒 _____ 氏名 _____ 印 _____

(居所) _____ 職 業 _____ 電 話 _____

この欄には書かないでください。 索引番号 _____

平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、及びの損害割合が50%未満のときは提出できません。)

平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、及びの損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額		保険金などで補てんされる金額	差引損害額	損害割合
			A	B			
		住宅					%
		家財					%

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額		保険金などで補てんされる金額	差引損害額	損害割合
			A	B			
		住宅					%
		家財					%

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	事業等従者控除額	所得金額
			円	円	円	円
合 計		(租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)				

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	事業等従者控除額	所得金額
			円	円	円	円
合 計		(租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)				

3 徴収猶予期間 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の又は還付金額等 (名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。))

3 徴収猶予期間 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の又は還付金額等 (名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。))

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

徴収猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで

還付を受けようとする額 円

銀行等 _____ 本店・本所 _____

_____ 支店・支所 _____

預金 口座番号 _____

郵便局 _____ 郵便局 (窓口受取の場合は、郵便局のみ記載してください。)

還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

徴収猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで

還付を受けようとする額 円

銀行等 _____ 本店・本所 _____

_____ 支店・支所 _____

預金 口座番号 _____

郵便局 _____ 郵便局 (窓口受取の場合は、郵便局のみ記載してください。)

還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

4 支払者の証明 (あなたが給与又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日、申請者に支払った給与又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり。))

4 支払者の証明 (あなたが給与又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日、申請者に支払った給与又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり。))

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日 平成 年 月 日

今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり。) 円

上の税額の納付先税務署長 _____ 税務署長

(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 _____

平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の名称 _____ 印 _____

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日 平成 年 月 日

今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与又は公的年金等から徴収した税額(内訳は別紙のとおり。) 円

上の税額の納付先税務署長 _____ 税務署長

(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 _____

平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の名称 _____ 印 _____

税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	審 長	副 審 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	管 理 部 門	(摘要)
決裁							
認 査 項	区分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	
	住宅	円	円	円	円	%	
家財							
加 算 区 分	還付	承認・却下	(還付税額)	円	注 意 事 項		
	徴収猶予	承認・却下	(猶予税額)	円			
			全額・半額				

起案	審 長	副 審 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	管 理 部 門	(摘要)
決裁							
認 査 項	区分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	
	住宅	円	円	円	円	%	
家財							
加 算 区 分	還付	承認・却下	(還付税額)	円	注 意 事 項		
	徴収猶予	承認・却下	(猶予税額) <td>円</td> <td></td> <td></td>	円			
			全額・半額				

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。</p> <p>(2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。</p> <p>(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月1日から起算して2月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該2月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。</p> <p>2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者(代理人)又は直接本人に還付されますから、この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との3部複写により作成し、これに 各人ごとの給与所得の源泉徴収簿(過納額が生じた年分と過納額を還付する年との2年分)の写しを添付 してください</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」に「レ」を付すとともに3枚目の委任状に押印してください。</p> <p>(2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成(国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。)し、これに (1)と同様の源泉徴収簿を添付 してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」の「<u>直接本人</u>」に「レ」を付してください。</p> <p>(3) 請求書本文の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「<u> </u>」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。</p> <p>(2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。</p> <p>(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月1日から起算して2月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該2月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。</p> <p>2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者(代理人)又は直接本人に還付されますから、この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との3部複写により作成し、これに 各人ごとの給与所得の源泉徴収簿(過納額が生じた年分と過納額を還付する年との2年分)の写しを添付 してください</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」を で囲むとともに3枚目の委任状に押印してください。</p> <p>(2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成(国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。)し、これに (1)と同様の源泉徴収簿を添付 してください。</p> <p>なお、この場合には、請求書本文中の「<u>源泉徴収義務者(代理人)</u>」の「<u>直接本人</u>」を で囲んでください。</p> <p>(3) 請求書本文の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「<u> </u>」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 161)

(新 設)

【金融機関の営業所等の(異動)届出書の記載要領】

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

1 「新設・変更等年月日」欄

届出の事由別に次の年月日を記入する。

届出の事由	記 入 す べ き 年 月 日
新 設	最初に非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を受理することと見込まれる日を記入する。
変更又は廃止	営業所等の名称、所在地等の異動が生じることとなる年月日又は営業所の廃止若しくは預貯金等の受入れの業務を廃止することとなる年月日を記入する。「10 記載例」参照。

2 「届出の事由」欄

届出の事由別に該当する番号を記入する。

届出の事由	番 号	参 考
新 設	1	この届出書を最初に提出するときに記入する。
変 更	4	この届出書を提出した後、名称、所在地又は電話番号を変更するときに記入する。
廃 止	5	この届出書を提出した後、営業所等の廃止又は預貯金等の受入れの業務を廃止することとなったときに記入する。

改 正 後

改 正 前

3 「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金融機関等の種類	営業所番号				
A都市銀行 B地方銀行 C信託銀行 D長期信用銀行 F相互銀行 G信用金庫 H商工中金 J労働金庫 K農林中金	<table border="1"> <tr> <td>団体 区分</td> <td>業 界 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>金融機関共同コード管理委員会が制定する統一金融機関番号 (4桁)及び金融機関店舗番号(3桁)を記入する。 数字の「0」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド	
団体 区分	業 界 コ ー ド				
				
N証券会社 O外国証券	<table border="1"> <tr> <td>団体 区分</td> <td>業 界 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>証券会社店舗番号(3桁)を記入する。 日本証券業協会が制定する証券会社コード番号(3 桁)を記入する。 数字の「0」を記入する。 数字の「1」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド	
団体 区分	業 界 コ ー ド				
				
Q郵便局	<table border="1"> <tr> <td>団体 区分</td> <td>業 界 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>「郵便局における郵便貯金取扱手続について」(平4.3.30 郵貯業第48号)第5条(郵便局の局番号)の規定に基づ いて指定する為替貯金取扱局番号(5桁)を記入する。 この場合、末尾の1桁には数字の「0」を記入するが、 分室番号(A、B、C)のある分室については、数字 (1、2、3)に置き換えて記入する。 数字の「0」を記入する。 数字の「3」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド	
団体 区分	業 界 コ ー ド				
				

(新設)

改 正 後

改 正 前

金融機関等の種類	営業所番号				
R 生保会社 (生命保険会社)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体 区分</th> <th>業 界 コ ー ド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>生命保険会社支社コードを記入する。 この場合、支社コードが2桁の場合には、その頭部に数字の「0」を記入するものとし、アルファベットがある場合には、Aを「1」、Bを「2」、Cを「3」と置き換えて記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する生命保険会社番号(4桁)を記入する。 数字の「4」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド		
団体 区分	業 界 コ ー ド				
S 損保会社 (損害保険会社)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体 区分</th> <th>業 界 コ ー ド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>損害保険会社支社コードを記入する。 この場合、支社コードが2桁の場合には、その頭部に数字の「0」を記入するものとし、アルファベットがある場合には、Aを「1」、Bを「2」、Cを「3」と置き換えて記入する。 金融機関共同コード管理委員会が制定する損害保険会社番号(4桁)を記入する。 数字の「5」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド		
団体 区分	業 界 コ ー ド				
E 外国銀行 I 信用組合 L 農協等 M 漁協等	<p>全国銀行データ通信システムに加入している場合には、A都市銀行に準じて記入する。 全国銀行データ通信システムに加入していない場合で、既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。</p>				
P その他	<p>既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。</p>				

(新設)

改 正 後

改 正 前

4 「名称」欄

振り仮名は、片仮名で記入し、濁点及び半濁点は、1字に数えて記入する。
法人の種類を示す部分は、()で囲む。

(例)

(カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ)	サ	イ	ム	キ	ン	コ
ウ															

(株	式	会	社)	財	務	銀	行
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

金融機関等の名称と営業所の名称の間は、1字あける。

(例)

サ	イ	ム	キ	ン	コ	ウ	カ	ス	ミ	カ	セ	キ	シ	テ	ン
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(株	式	会	社)	財	務	銀	行
	露	が	開	支	店				

5 「所在地」欄

振り仮名は、片仮名で記入し、濁点及び半濁点は、1字に数えて記入する。
都、道、府、県、郡、市、区、町、村については、それぞれ1字あけて分かち書きする。この場合、次の3つに区分し、各区分の末尾には「」表示を付する。

- 第1区分 ……都道府県都市区まで
- 第2区分 ……町村丁目番地まで
- 第3区分 ……肩書その他

(例)

ト	ウ	キ	ョ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	カ	セ	キ
3	-	1	-	1	サ	イ	ム	シ	ョ	ウ	ヒ	ル			

東	京	都		千	代	田	区		露
が	開	3	-	1	-	1		財	務
省	ビ	ル							

6 「電話番号」欄

市外局番から順次記入し、市外局番と市内局番の間及び市内局番と加入者番号の間には、ハイフン(-印)を記入する。

7 「金融機関等の種類」欄

金融機関等の種類に該当するアルファベットを記入する。
(注) 水産加工業協同組合は、「漁協等」に含む。

(新設)

改 正 後

改 正 前

8 「本店の表示」欄

金融機関等の営業所が本店の内部に設置されている金融機関の営業所等に該当する場合のみ「1」と記入する。

9 「合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号」欄

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第10条第1項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）又は租税特別措置法第4条第1項（老人等の少額公債の利子の非課税）の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を「3 営業所番号」欄に準じて記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

10 記載例

(1) 新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に移管された場合

イ 事例

合併等年月日 平成14年5月1日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
A 営業所	111	C 営業所	113
B 営業所	112		

ロ 届出書の記載要領等

A 営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（平成14年4月30日）を記入する。
届 出 の 事 由	「5」（廃止）を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号（A営業所の「111」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号（C営業所の「113」）を記入する。

B 営業所

A営業所に準じて記入する。

（新 設）

改 正 後

改 正 前

C営業所
次による。

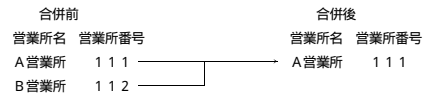
項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日(平成14年5月1日)を記入する。
届 出 の 事 由	「1」(新設)を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 (C営業所の「113」)を記入する。
名 称 所 在 地 郵 便 番 号 電 話 番 号 金 融 機 関 等 の 種 類 本 店 の 表 示	} すべて記入する。

(2) 吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場
合

イ 事例

合併等年月日 平成14年8月1日



ロ 届出書の記載要領等

A営業所

届出書の提出は要しない。

B営業所

次による。


項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日(平成14年7月31日)を記入する。
届 出 の 事 由	「5」(廃止)を記入する。
営 業 所 番 号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 (B営業所の「112」)を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 (A営業所の「111」)を記入する。

(新 設)

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
		(フリガナ) 法人名	
		〒 納税地	
		電話()	
		(フリガナ) 代表者氏名	⑤
		〒 代表者住所	
税務署長殿		事業種目	業
適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入について、 法人税法第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、 第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、 第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、 法人税法施行令第 条の 第 項、第 条の 第 項、 租税特別措置法第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、 第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、 附則第 条 第 項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日	年 月 日		
添付書類			
(その他要記載事項)			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印	⑤		
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

(新設)

(規格 A 4)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

(新 設)

- 1 この届出書は、内国法人が適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、法人税法第54条第5項、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 31	21の2	55の5	21の4
32	21の3	55の6	21の5
42	24の3	55の7	21の5
44	24の6	56	21の6
45	24の7	57の5	21の13
47	24の8	57の6	21の13の2
48	24の10	57の8	21の14
49	24の12	58の2	21の16
50	25		
52	25の6		
53	25の8		
54	26の2		
令133の2	27の17		
139の4	28の2		
平10改正法附則7	平10改正法規則		

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、別表1Q(2)、別表1I(1)、別表1I(2)、別表1I(3)、別表1I(3)付表、別表1I(4)、別表12(5)、別表12(7)から別表12(9)まで、別表12(10)、別表12(19)、別表13(1)から別表13(3)まで、別表16(1)から別表16(6)まで、別表16(8)に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、別表16(1)から別表16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 中段の本文空欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (2) 「その他要記載事項」は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項が法人税法施行規則第24条の10、法人税法施行規則第24条の12、租税特別措置法施行規則第21条の4から租税特別措置法施行規則第21条の16第6項までに規定されている手続きについては、それぞれ法人税法施行規則第24条の10第4号、第5号及び第6号、同規則第24条の12第4号及び第5号、租税特別措置法施行規則第21条の4第4号、同規則第21条の5第13項第4号、同規則第21条の5第14項第4号、同規則第21条の6第4項第4号及び第5号、同規則第21条の13第1項第4号、同規則第21条の13の2第4号、同規則第21条の14第5項第4号、又は同規則第21条の16第6項第4号及び第5号に定める事項等を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- (4) 「 」欄は、記載しないでください。

改 正 後

改 正 前

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

税務受付印 		整理番号			
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)				
	法 人 名				
	納 税 地				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名	⑩			
代 表 者 住 所					
事 業 種 目	業				
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、法人税法第11条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日				
繰 延 資 産	種 類				
	支出した金額	円	円	円	円
	支出した年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	帳簿価額	円	円	円	円
繰延資産が関連を 有する資産等	種 類				
	名 称				
有する資産等	関連性の説明				
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 番 名 押 印		⑩			
税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(2) 「繰延資産」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号八に規定する繰延資産について、法人税法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」の「帳簿価額」は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による国庫補助金等に係る
期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名	
	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ 印
	代 表 者 住 所	〒 _____
	事 業 種 目	業 _____
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法第43条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。 記		
適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法 人 名	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適格分社型分割等の日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種 類、構 造 及 び 規 模	
	取得又は改良に要する金額	_____ 円
期中特別勘定の金額	取得又は改良予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
添 付 書 類		
(その他参考となるべき事項)		
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印
税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期
		業 種 番 号
		整 理 簿
		備 考

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分社型分割等による国庫補助金等に係る 期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第7項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」は、法第43条第6項の適格分社型分割に係る同項第1又は2号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」は、法第43条第6項第2号の規定により、分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(4) 「種類、構造及び規模」は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良に要する金額」は、分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(6) 「期中特別勘定の金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三（一））を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付して下さい。</p> <p>(8) 「その他参考となるべき事項」は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分割等による国庫補助金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 _____ 電話() _____
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ㊟
	代表者住所	〒 _____
	事業種目	_____ 業
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、法人税法第43条第9項の 規定により下記のとおり届け出ます。 記		
適格分割等に係る 分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
国庫補助金等	名称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
取得又は改良を することが見込まれる 固定資産	種類、構造 及び規模	
	取得又は改良 に要する金額	円 _____
	取得又は改良 予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
引き継ぐ 特別勘定の金額	円 _____	
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		_____ ㊟
税務署処理欄	部門	決算期 _____ 業種番号 _____ 整理簿 _____ 備考 _____

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第9項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」は、法第43条第8項第2号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。）に係る同項第2号イ若しくはロの分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。）又は同項第3号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る同項第3号イ若しくはロの分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。）について記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」は、法第43条第8項第2号ロ又は第3号ロの規定により、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(4) 「種類、構造及び規模」は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良に要する金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(6) 「引き継ぐ特別勘定の金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「その他参考となるべき事項」は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

税務署受付
印

整理番号

平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名	
	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎
	代 表 者 住 所	〒 _____
	事 業 種 目	業

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、法人税法第48条第9項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適格分割等の日		年 月 日
特別 勘定 に係 る も の 金 額	所有固定資産の種類 ・構造及び規模 保険金等の 支払を受けた日	年 月 日
	指 定 日	年 月 日
期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の 金 額	種類、構造 及び規模 取得又は改良 にかかる金額 見込まれる等 に要する金額 取得又は改良 の日	円
	指 定 日	年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ◎

税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
--------	----	-----	------	-----	----

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」は、法第48条第8項第2号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。）に係る同項第2号の分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。）又は同項第3号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る同項第3号の分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。）について記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」は、法第48条第1項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

外国税額の控除に係る適格組織再編成による
控除限度額等の金額の引継ぎに関する届出書

 税務署受付 平成 年 月 日 税務署長 殿 外国税額の控除に係る適格組織再編成による控除限度額等の金額の引継ぎについて、法人税法第69条第5項の規定により次のとおり届け出ます。		整理番号			
届出者	(フリガナ) 法人名				
出納税地	〒	電話() -			
代表者氏名	(フリガナ)				
被合併法人等の法人名					
被合併法人等の出納税地	〒				
被合併法人等の代表者氏名					
適格組織再編成の日	平成 年 月 日				
国 外 所 得 金 額					
事業年度	各事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額			
:	円	円			
:					
:					
:					
控 除 限 度 額					
事業年度	区分	各事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額	左のうちないものとみなされる金額	控除限度額に含まれるものとされる金額
・	限.....税	円	円	円	円
・	道府県民税				
・	市町村民税				
・	限.....税				
・	道府県民税				
・	市町村民税				
・	限.....税				
・	道府県民税				
・	市町村民税				
投 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額					
事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額	左のうちないものとみなされる金額	控除対象外国法人税の額に含まれるものとされる金額	
:	円	円	円	円	
:					
:					
:					
添付書類（各欄の金額の明細等）					
税理士署名押印					
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

(新設)


(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">外国税額の控除に係る適格組織再編成による 控除限度額等の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、被合併法人等における控除限度額又は控除対象外国法人税の額の引継ぎを受けることについて、法人税法第69条第5項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格組織再編成の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「国外所得金額」の各欄</p> <p>イ 「事業年度」は、内国法人の適格組織再編成の日の属する事業年度開始の前日3年以内に終了した被合併法人等の各事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。</p> <p>ロ 「各事業年度の国外所得金額」は、被合併法人等の各事業年度の国外所得金額を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、被合併法人等の各事業年度の国外所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「控除限度額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除限度額」は、被合併法人等の各事業年度の控除限度額を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、被合併法人等の各事業年度の控除限度額のうち、法人税法施行令（以下「令」といいます。）第144条第7項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除限度額とされる金額を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうちないものとみなされる金額」は、令第144条第9項《繰越控除限度額等》の規定によりないものとみなされる金額を記載してください。</p> <p>ニ 「控除限度額に含まれるものとされる金額」は、「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄の金額から「左のうちないものとみなされる金額」欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(3) 「控除対象外国法人税の額」の各欄</p> <p>イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」は、被合併法人等の各事業年度の控除対象外国法人税の額を記載してください。</p> <p>ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」は、被合併法人等の各事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、令第144条第7項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。</p> <p>ハ 「左のうちないものとみなされる金額」は、令第145条第6項及び第7項《繰越控除対象外国法人税額等》の規定によりないものとみなされる金額を記載してください。</p> <p>ニ 「控除対象外国法人税の額に含まれるものとされる金額」は、「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄の金額から「左のうちないものとみなされる金額」欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>6 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定
に関する届出書及び提出書類の届出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号
(フリガナ) 法人名		
納税地 電話() -		
(フリガナ) 代表者氏名		
代表者住所		
事業種目		業
適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条第10項(措置法第64条の2第13項において準用する場合を含みます。)若しくは第65条第7項又は第64条の2第3項により下記のとおり届け出を行い、また、措置法施行令第39条第19項若しくは第39条の2第7項の規定により、書類の提出を行います。 記		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日	年 月 日	
取用等があった日 又は換地処分があった日	年 月 日	
取用等又は換地処分等により 減額した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産 種類		
	構造	
又は交換取得資産 規模		
	取得(予定)日	年 月 日
減額した金額又は 期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
(その他参考となるべき事項)		
提出書類(証明書等)		
税理士署名押印		Ⓢ
税務署処理欄	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	備考	

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条第8項（措置法第64条の2第8項において準用する場合を含みます。）の規定により収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額したとき若しくは措置法第65条第6項の規定により収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は措置法第64条の2第2項の規定により収用等に伴い期中特別勘定を設けたときに、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条第8項、第64条の2第8項若しくは第65条第6項又は第64条の2第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (2) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第64条第8項、第64条の2第8項若しくは第65条第6項又は第64条の2第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 (3) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項若しくは第64条の2第2項に規定する収用等のあった日又は措置法第65条第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。 (4) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。 (5) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項、第64条の2第8項若しくは同条第2項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第65条第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。 (6) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。 (7) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項に規定する代替資産若しくは第65条第6項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。 (8) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項（第64条の2第8項において準用する場合を含みます。）又は第65条第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (9) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (10) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第19項又は第39条の2第7項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。 (12) 「」欄は、記載しないでください。 	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

税務署受付印 適格分割等による取用等に係る 特別助定の金額の引継ぎに関する届出書		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名
	納 税 地	〒
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目 業
適格分割等による取用等に係る特別助定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第64条の2第5項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
分割承継法人等	法 人 名
	納 税 地
	代 表 者 氏 名
適格分割型分割又は 適格分社型分割等の年月日	年 月 日
分割承継法人等に引き継ぐ 特別助定の金額	円
分割承継法人等に引き継ぐ 期中特別助定の金額	円
補償金、対価	特別助定の 金額に係るもの	円
又は清算金の額	期中特別助定の 金額に係るもの	円
取得する見込み	種類及び構造
である代替資産	規 模
	取得予定日	年 月 日
(その他参考となるべき事項)		
税 理 士 署 名 押 印 印		
税務署処理欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等による収用等に係る特別勘定の 金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第5項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(2) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号又は第3号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。</p> <p>(6) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		整理番号	
		(フリガナ) 法人名			
		納税地 電話() -			
		(フリガナ) 代表者氏名		④	
		代表者住所			
		事業種目		業	
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法第65条の8第5項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第21条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立			
分割承継法人等	法人名				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割型分割又は 適格分社型分割等の年月日	年 月 日				
分割承継法人等に引き継ぐ 特別勘定の金額					円
分割承継法人等に引き継ぐ 期中特別勘定の金額					円
特別勘定の金額又は	種類				
期中特別勘定の金額	所在地				
	規模(土地の 場合は面積)				
に係る譲渡資産	譲渡年月日	年 月 日			
取得する見込み である資産	種類及び構造				
	所在地				
	規模(土地の 場合は面積)				
	取得予定日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の 各号の区分	号				
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		④			
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第5項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 中段の本文空欄は、措置法の規定の適用を受けようとする場合は「又は~21条第5項」の字句を、震災特例法の規定の適用を受けようとする場合には「租税特別~又は」の字句をそれぞれ未消してください。</p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号若しくは同項第3号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(3) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号若しくは同項第3号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第21条第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第21条第4項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びのその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の7第1項の表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(8) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の
造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
		(フリガナ) 法人名	
		〒	
		納税地	
		電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
		〒	
		代表者住所	
		事業種目	業
適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための 譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の12第6項の規定により 下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立	
	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割型分割又は 適格分社型分割等の年月日		年	月 日
分割承継法人等に引き継ぐ 特別勘定の金額			円
分割承継法人等に引き継ぐ 期中特別勘定の金額			円
特別勘定の金額 又は期中特別 勘定の金額に係る 譲渡をした土地等	所在地		
	規模		
譲渡年月日		年	月 日
譲り受けようとする宅地の 譲り受け予定年月日		年	月 日
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		㊟	
税務署処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引き継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます）第65条の12第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の12第5項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(2) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第65条の12第5項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の12第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある
土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -
	代表者住所	〒
	事業種目	業
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の14第6項の規定により下記のとおり届け出ます。 記		
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
所有隣接土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年 月 日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印							
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考		

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の14第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の14第5項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(2) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第65条の14第5項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第65条の13第1項第2号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第65条の13第1項第2号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による転廃業助成金等に係る特別助定の金額の引継ぎに関する届出書 整理番号	
		(フリガナ) 法人名	
		納税地 〒 電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名	
		〒 代表者住所	
		事業種目	
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別助定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第67条の4第7項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立	
	法人名		
	納税地 代表者氏名		
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別助定の金額			円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別助定の金額			円
転廃業 助成金等	転廃業助成金の金額	特別助定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金の金額	期中特別助定の金額に係るもの	円
	転廃業助成金等の名称		円
取得する見込み である固定資産		種類 取得予定日	年 月 日
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		©	
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 整理簿 備考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の4第7項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(2) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第67条の4第6項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号又は第3号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	整理番号
<p>適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)65条の7第11項(措置法55条の8第14項において準用する場合を含む。)若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に関する租税法律の臨時特別に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第9項(震災特例法第21条第14項において準用する場合を含む。)により又は特定資産の譲渡した場合において設定した期中特別勘定について、措置法65条の8第3項若しくは震災特例法第21条第3項により下のとおり届け出を行います。また、措置法施行令第39条の7第51項の規定又は震災特例法施行令第18条第34項により書類の提出を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日	年 月 日		
譲渡種類			
譲渡所在地			
資産規模(土地等の場合は面積)			
譲渡日	年 月 日		
買取構造			
譲渡場所			
産込資産は産	規模(土地等の場合は面積)		
取得(予定)日	年 月 日		
表の各号の該当区分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額	円		
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			

税理士署名押印 ㊞

税務署処理欄	部門	決算期	書類	整理	備考
--------	----	-----	----	----	----


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分体型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適格分体型分割等を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)65条の7第9項(措置法65条の8第8項において準用する場合を含みます。)若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法上の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)により買換資産の帳簿価額を減額したとき又は措置法65条の8第2項若しくは震災特例法第21条第2項により期中特別勘定を設定したとき、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第51項の規定又は震災特例法施行令第18条第34項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分体型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「適格分体型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法65条の7第9項、同法65条の8第8項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法65条の8第2項若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (2) 「適格分体型分割等の日」欄は、措置法65条の7第9項、第65条の8第8項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法65条の8第2項若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分体型分割等の日を記載してください。 (3) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。 (4) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。) (5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法65条の7第9項(措置法65条の8第8項において準用する場合を含みます。)又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8第8項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法65条の8第2項若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (6) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (7) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第51項又は震災特例法施行令第18条第34項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号
		(フリガナ) 法人名
		〒 納税地 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名
		〒 代表者住所
		事業種目
適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。		
記		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日 年 月 日		
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年 月 日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年 月 日
減額した金額 円		
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		
税理士署名押印		㊞
税務署処理欄	部門	決算期 業種番号 整理簿 備考

(新設)

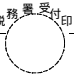
(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における 交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の10第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の10第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 (3) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (4) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。 (5) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。 (6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (7) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の8第6項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。 (9) 「 」欄は、記載しないでください。 	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

		整理番号
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名	
	納 税 地	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	
税 務 署 長 殿		業
適格分社型分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の11第6項若しくは第65条の12第13項又は同条第4項及び措置法施行令第39条の9第17項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。		
記		
適格分社型分割等に	法 人 名	
係る分割承継法人等	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日	
交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
	譲 渡 年 月 日	年 月 日
交換取得資産等	所 在 地	
	規 模	
	取 得 年 月 日 又 は 譲 受 け (予 定) 年 月 日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ	
税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期
		業 種 番 号
		整 理 簿
		備 考

(新 設)


(規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の11第4項若しくは第65条の12第9項又は同条第3項の規定により大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項又は第65条の12第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の11第4項又は第65条の12第3項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9第2項第5号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の12第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(7) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の9第17項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
		(フリガナ) 法人名	
		〒	
		納税地	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
		〒	
		代表者住所	
		事業種目	業
租税特別措置法第65条の12第3項の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記			
期中特別勘定の金額		円	
適格分社型分割等に係る 分割承継法人等において 譲り受けようとする宅地	取得価額の 見積額	円	円
譲り受ける 予定年月日		・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
添付書類			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		㊟	
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

14-07

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等を行う場合の大規模な宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第3項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の12第3項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第65条の12第3項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第3項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第22条の9第3項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付して下さい。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした
場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において
設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名	整理番号
		納税地 電話()	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	①
		代表者住所 事業種目	業
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって 取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中 特別勘定について、租税特別措置法第67条の4第17項又は第18項及び租税特別措置法施行令第39条の 27第14項により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に	法人名		
係る分割承継法人等	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日		年 月 日	
転 廃 業 助 成 金	金額	円	
	上記の金額に係る 転廃業助成金等の名称		
取得(予定) 改良(予定) 固定資産	種 類		
	取得(予定)日 又は改良(予定)日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円	
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印		②	
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

14-07

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の4第3項（第10項において準用する場合を含みます。）により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は同条第5項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項（同条第10項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（十一）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(7) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第14項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名	
	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ ㊟
	代 表 者 住 所	〒 _____
	事 業 種 目	業
適格分社型分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第6項、措置法第65条の14第4項又は措置法第65条の14第13項の規定による減額した金額及び期中特別勘定の金額の届出及び租税特別施行令第39条の9の2第9項の規定による書類の提出を下記のとおりを行います。 記		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日	
交又士 換は地 譲渡等 渡を 産し 等た	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
交又換 取土 得地 産物 等々	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
取 得 年 月 日 又 は 譲 受 け 予 定 年 月 日	年 月 日	
所 有 隣 接 土 地 等	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
土 地 建 物 等 の 譲 受 け 予 定 年 月 日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額	円	
添 付 明 細 (別 表 等)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		
税 理 士 署 名 押 印	㊟	
税 務 署 処 理 欄	部門	決算 期
		業種 番号
		整理 簿
		備考


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の13第1項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいし、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第65条の13第1項若しくは措置法第65条の14第1項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間（措置法第65条の14第8項に規定する取得期間をいいます。）内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の13第4項若しくは措置法第65条の14第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の13第4項若しくは措置法第65条の14第3項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9の2第3項第5号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第22条の9の2第11項第5号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「所有隣接土地等」欄は、措置法第65条の14第3項に規定する所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第65条の14第3項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の13第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の14第9項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細（別表）を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類（証明書等）」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第22条の9の2第2項に規定する書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(11) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿	整理番号	
	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
事業種目		業

租税特別措置法第65条の14第3項の規定による適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	所 在 地				
	取得価額		円	円	円
	の見積額				
譲受けの予定年月日		・ ・	・ ・	・ ・	

(添付書類)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ㊟

税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
--------	----	-----	------	-----	----

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、指定期間（民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の3に規定する計画の認定がされた同法第14条の2第1項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成14年3月31日（同日前に当該認定計画につき同法第14条の11第1項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間をいいます。）内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の13第1項第2号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第65条の14第3項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第65条の13第1項第2号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。</p> <p>(2) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。</p> <p>(3) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が存在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「取得価額の見積額」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。</p> <p>(6) 「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>6 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

適格分割等を行った場合の 貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書		整理番号	
税務署受付印  平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	☑	
	代表者住所	〒	
税務署長殿	事業種目	業	
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、法人税法施行令第97条第2項の規定により下記のとおり申請します。			
記			
適格分割等に係る 分割法人等又は分 割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の日	年 月 日		
採用しようとする 貸倒実績率の計算 方法			
貸倒実績率の計算 の基礎となる金額 の明細			
貸倒実績率の特別な 計算方法を採用しよ うとする理由			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		☑	
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令第97条第1項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後2年以内に終了する各事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(3) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(3)及び(4)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納 税 地		法 第 号
法 人 名		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官

㊟

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な
計算方法の承認申請の承認申請の却下 通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率
の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相 当 と認められるので
これを 承認 したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

(規 格 A 4)

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">承認 通知書 却下</p> <p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の</p> <p>1 使用目的</p> <p style="text-align: center;">承認</p> <p>「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="174 483 987 860"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 483 315 523">項 目</th> <th data-bbox="315 483 987 523">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 523 315 608">標 題 及 び 本 文</td> <td data-bbox="315 523 987 608">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 608 315 732">調査担当者の表示</td> <td data-bbox="315 608 987 732">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 732 315 860">教 示</td> <td data-bbox="315 732 987 860">「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。	<p>(新 設)</p>
項 目	内 容								
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。								
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。								
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。								

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納 税 地		法 第 号
法 人 名		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官

適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 貸 倒 実 績 率 の
特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴 法 人 の 適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 貸 倒 実 績 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 に つ い て は、
自 平 成 年 月 日 事 業 年 度 以 後 こ れ を 取 り 消 し た か ら 通 知 し ま す。
至 平 成 年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
国税局長
に対して異議申立てをすることができます。

(規
格
A
4)

改 正 後

改 正 前

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

(新 設)

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。


3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 後

改 正 前

(新設)

適格分割等を行った場合の 返品率の特別な計算方法の承認申請書		整理番号
<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
	事業種目	業
<p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、法人税法施行令第102条第2項の規定により下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
適格分割等に係る 分割法人等又は分 副承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日	
採用しようとする 返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎 となる金額の明細		
返品率の特別な 計算方法を採用 しようとする理由		
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		㊟
税務署処理欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令第102条第1項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(3) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(3)及び(4)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官
		㊟

適格分割等を行った場合の返品率の特別な
計算方法の承認申請の承認通知書
却下

貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率
の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ相当と認められるので
これを承認したから通知します。
却下

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

(規
格
A
4)

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">承認 通知書 却下</p> <p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の</p> <p>1 使用目的</p> <p style="text-align: center;">承認</p> <p>「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="174 483 987 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 483 315 523">項 目</th> <th data-bbox="315 483 987 523">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 523 315 611">標 題 及 び 本 文</td> <td data-bbox="315 523 987 611">適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 611 315 735">調査担当者の表示</td> <td data-bbox="315 611 987 735">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 735 315 863">教 示</td> <td data-bbox="315 735 987 863">「税務署長 の箇所については、国税局の職員に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。	<p>(新 設)</p>
項 目	内 容								
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。								
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。								
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。								

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納税地		法第	号
法人名		平成	年 月 日
代表者名	殿	税 務 署 長	
		財務事務官	㊟

通 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の
特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴法人の通格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、
自 平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
至 平成 年 月 日

この通知に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。
-------------	-------------------

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。

(規 格 A 4)

改 正 後

改 正 前

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

(新 設)

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項


この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 後

改 正 前

(新設)

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

税務署受付印  平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名	整理番号			
	納 税 地	〒 電話() -			
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑤			
	代 表 者 住 所	〒			
税 務 署 長 殿	事 業 種 目	業			
適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、法人税法施行令第133条の2第7項の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適格分割型分割等の日	年 月 日				
分割承継法人等に引 き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を 事業の用に供し た事業年度	
	帳 簿 備 額	円	円	円	
	一括償却対象額	円	円	円	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印	⑤				
税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考


(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適 格 分 割 型 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「令」といいます。）第133条の2第7項《適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「分割承継法人等へ引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ令第133条の2第6項第2号口に規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(2) 「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(3) 「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等へ引き継ぐ一括償却資産に係る令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。）を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分割型分割等により移転する資産に係る
繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿	整理番号	
(フリガナ)		
法人名		
〒		
納税地		
電話() -		
(フリガナ)		
代表者氏名		
〒		
代表者住所		
事業種目		
業		
適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、法人税法施行令第139条の4第12項の規定により下記のとおり届け出ます。 記		
適格分割型分割等に 係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割等の日	年 月 日	
分割承継法人等に 引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の 発生事業年度
	引き継ぐ繰延消費税額等	円 円 円 円 円
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		
税務署処理欄	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	備考	

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分割型分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「令」といいます。）第139条の4第12項《適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》の規定により届け出る場合使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「分割承継法人等引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(2) 「引き継ぐ繰延消費税額等」は、適格分割型分割等により分割承継法人等引き継ぐ令139条の4第11項第2号口に規定する繰延消費税額等（適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。</p> <p>(3) 「その他参考となるべき事項」は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による自由貿易地域投資損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒
	事業種目	業
適格分社型分割等による自由貿易地域投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の3第7項及び租税特別措置法施行令第32条の4第7項の規定により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。		
記		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日	年	月 日
認定法人の名称		
本店又は主たる事務所の所在地		
積立金額		
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		
税理士署名押印	Ⓜ	
税務署処理欄	部門	決算期 業種番号 整理簿 備考

14・07

(新設)

(規格A4)


改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分社型分割等による自由貿易地域投資損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の3第1項に規定する内国法人が、各事業年度（清算中の各事業年度を除きます。）に、認定法人（措置法第55条の3第1項に規定する認定法人をいいます。以下同じ。）の特定株式等（措置法第55条の3第1項に規定する特定株式等をいいます。以下同じ。）を同項に規定する認定の日以後5年以内に取得し、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に当該認定法人の当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の100分の40に相当する金額（当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額をいいます。）以下の金額を認定法人別に自由貿易地域投資損失準備金として積み立て、当該積み立てた金額を損金の額に算入しようとする場合（措置法第55条の3第6項及び措置法施行令第32条の4第7項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行うとき）に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「認定法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、措置法第55条の3第6項に規定する認定法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地名を記載してください。</p> <p>(2) 「積立金額」及び「添付明細（別表等）」欄は、措置法第55条の3第6項に規定する自由貿易地域投資損失準備金として積み立てた金額及び当該積立金額の計算に関する明細（別表十二（一）等）を記載するとともに別表等については、添付してください。</p> <p>(3) 「提出書類（証明書等）」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第21条の3第1項に規定する、当該法人が沖縄振興開発特別措置法第24条第1項の規定による認定を受けた法人であること及び当該認定を受けた日を証する書類その他当該法人が措置法施行令第32条の4第1項に規定する法人に該当することを証する書類の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

適格合併による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

(新設)


		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -
	代表者住所	〒
	事業種目	業
租税特別措置法施行令第39条の9第15項の規定による適格合併による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において租税特別措置法施行令第39条の9第14項各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。		
記		
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円
譲り受けようとする宅地	取得価額の 見積額	円
	譲り受ける 予定年月日	円
(やむを得ない事情の詳細)		
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		◎
税務署処理欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の9第141項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が租税特別措置法施行令第39条の9第141項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、措置法施行令第39条の9第141項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第65条の12第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「譲り受けようとする宅地」の各欄 イ 「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第39条の9第141項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書		整理番号	
<div style="text-align: center;">  税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項の規定により下記のとおり申請します。			
記			
分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
分割等の日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産		
	人員	人	
認定を受けようとする合理的な方法			
(その他参考となるべき事項)			
添付書類			
税理士署名押印		Ⓜ	
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

14-07

(規格A4)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第9項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第7項第5号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「 」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納 税 地		法 第 号	
法 人 名		平 成 年 月 日	
代 表 者 名	殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官	㊟

分 割 等 に よ る 移 転 試 験 研 究 費 の
額 の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

認 定 し た 計 算 方 法	
--------------------------------------	--

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
国税局長 に対して異議申立てをすることができます。

改 正 後

改 正 前

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

(新 設)

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 後

改 正 前

(新設)


分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿	整理番号	
		(フリガナ) 法人名
		〒 納税地 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名
		〒 代表者住所
		事業種目
分割等による試験研究費の額の区分について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
分割法人等又は分割承継法人等	法人名 納税地 代表者氏名	
分割等の年月日	年 月 日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
試験研究費の額	移転試験研究費の額	円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印 		
税務署処理欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(2) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

分割等による移転製品輸入額の 合計額の計算方法の認定申請書		整理番号
税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
	事業種目	業
	分割等による移転製品輸入額の合計額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の11第19項の規定により下記のとおり申請します。 記	
分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
分割等の年月日	年 月 日	
移転製造業		
上記移転製造業に係る輸入促進対象製品の品名		
移転製造業と輸入促進対象製品とが関連する理由		
分割承継法人等が移転製造業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		
添付書類		
税理士署名押印	㊟	
税務署処理欄	部門	決算期
	業種番号	整理簿
		備考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割等による移転製品輸入額の合計額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、製造業者が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11第1項第2号に掲げる金額の計算について、措置法施行令第27条の11第19項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (2) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (3) 「移転製造業」及び「上記移転製造業に係る輸入促進対象製品の品名」並びに「当該移転製造業と当該輸入促進対象製品とが関連する理由」の各欄には、移転製造業（分割等により分割承継法人等に移転する製造業をいいます。）及び当該移転製造業に係る輸入促進対象製品（機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいいます。）の品名並びに当該移転製造業と当該輸入促進対象製品とが関連する理由をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4) 「分割承継法人等が移転製造業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転製造業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員を記載してください。 (5) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。 (7) 「 」欄は、記載しないでください。 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類欄」に記載してください。 	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法 第 号 平 成 年 月 日
		税 務 署 長
	殿	財務事務官 (印)

分割等による移転製品輸入額の
合計額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転製品輸入額の
合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

認 定 し た 計 算 方 法	
--------------------------------------	--

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

(規 格 A 4)

改 正 後

改 正 前

分割等による移転製品輸入額の合計額の計算方法の認定通知書

(新 設)

1 使用目的

「分割等による移転製品輸入額の合計額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転製品輸入額の合計額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 後

改 正 前

分割等による製品輸入額の
合計額の計算に関する届出書

税務署受付印 		整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所		
	事 業 種 目	業	
分割等による製品輸入額の合計額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の11第19項の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は 分割承継法人等	法 人 名		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の 年 月 日		年	月 日
分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額 (その他参考となるべき事項)	製品輸入額の合計額		円
	移転製品輸入額の合計額		円
税 理 士 署 名 押 印			

税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-------	---------	-------	-----

(規格 A 4)


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割等による製品輸入額の合計額の 計算に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、製造業者が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11第1項第2号に掲げる金額の計算について、措置法施行令第27条の11第19項の規定により分割法人等が各事業年度に係る製品輸入額の合計額を移転製造業（分割等により分割承継法人等に移転する製造業をいいます。）に係る製品輸入額の合計額と当該移転製造業以外の製造業に係る製品輸入額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額」の各欄には、分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

税務署受付  平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
		(フリガナ) 法人名	
		〒	
		納税地	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		〒	
		代表者住所	
		事業種目	業
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第9項及び租税特別措置法施行令第32条の2第15項又は租税特別措置法第55条の2第6項及び租税特別措置法施行令第32条の3第10項の規定により、下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日	年 月 日		
特定法人の名称			
特定株式の種類			
積立金額			
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印	Ⓜ		
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

(新設)


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人が適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立を言います。以下同じ。により分割承継法人等（分割承継法人、非現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。）措置法第55条第1項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」という。）を移転する場合又は措置法第55条の2第5項に規定する特定海外債権の全部を移転する場合において、措置法第55条第9項若しくは第55条の2第6項又は措置法施行令第32条の2第15項若しくは第32条の3第101項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(4) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。</p> <p>(5) 「積立金額」欄には、措置法第55条第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項5号又は措置法施行規則第21条の2第4項第5号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第21条第9項又は措置法施行規則第21条の2第5項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

(新 設)

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書		整理番号
<div style="text-align: center;">  税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒
	事業種目	業
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法について、租税特別措置法施行令第32条の12第4項の規定により下記のとおり申請します。 記		
分割承継法人	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日	年 月 日	
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買戻すこととなった特定電子計算機の種類	分割承継法人に移転する事業	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	特定電子計算機の種類	
認定を受けようとする合理的な方法	資 産	
	人 員	人
(その他参考となるべき事項)		
添付書類		
税理士署名押印	Ⓜ	
税務署処理欄	部門	備考
	決算期	業種番号
	整理簿	


(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第56条の4第1項に規定する法人をいいます。）が分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度以後の各事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第32条の12第4項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割型分割の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買戻したこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買戻したこととなった措置法施行令第32条の12第4項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

分割型分割による特約付販売による収入金額及び
特約付販売に係る買戻金額の計算に関する届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名	
	納 税 地	〒
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話() -
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業
分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額について、租税特別措置法施行令第32条の12第4項の規定により下記のとおり届け出ます。 記		
分割法人又は 分割承継法人	法 人 名	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
分 割 型 分 割 の 日	年 月 日	
分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額並びに移転収入金額及び移転買戻金額		
事 業 年 度	・ ・ ・	・ ・ ・
特約付販売による収入金額	円	円
特約付販売に係る買戻金額		
移転収入金額		
移転買戻金額		
(その他参考となるべき事項)		
税 理 士 署 名 押 印		③
税 務 署 処 理 欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

14-07

(規格A4)


(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額の計算に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第56条の4第1項に規定する法人をいいます。）が分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、措置法施行令第32条の12第4項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、分割型分割の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先（分割承継法人にあっては分割法人等、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻金額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの
場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		整理番号			
		(フリガナ) 法人名			
		〒			
		納税地			
		電話() -			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		〒			
		代表者住所			
		事業種目			
租税特別措置法第65条の8第2項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第2項の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額		円			
当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しよる買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
買換資産の取得予定年月日	・	・	・	・	・
認定を受けようとする年月日	・	・	・	・	・
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		Ⓢ			
税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行う場合において、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(3) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において
指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書


税務署受付印		整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地	〒	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑤	
	代 表 者 住 所	〒	
	税 務 署 長 殿	事 業 種 目	業
<p>租税特別措置法施行令第39条の7第45項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第27項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する予定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取 得 価 額	円	円
	取得予定年月日
(やむを得ない事情の詳細)			
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	
税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第44項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第261項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第44項又は震災特例法施行令第18条第261項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「 」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>

適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入
又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書

		整理番号
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ) 代表者氏名	⑤
	代表者住所	〒 _____
	事業種目	業
[適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ] について、 [租税特別措置法第52条の3第14項 平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項 平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項] の規定により下記のとおり届け出ます。 記		
分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等又は 又は適格分割等の年月日		年 月 日
(旧)特別償却 対象資産	種類	
	構造若しくは 用途又は 目的若しくは 耐用年数	
(旧)特別償却に関する規定の区分		
分割承継 法人等に引き 継ぐことと なった特別 償却準備金	特別償却準備金の金額 添付明細 (別表等) 特別償却準備 金の金額の計 算の基礎とな った合理的な 方法の内容	円
(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		⑤
税務署処理欄	部門	決算期
		業種番号
		整理簿
		備考

(新設)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第101項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令第15条第3項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中段の本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 (2) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の3第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び第8項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (3) 「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の3第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び第8項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。 (4) 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法第52条の3第11項又は第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は13年改正措置法附則第20条第7項又は第8項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び改正法附則第20条第7項又は第8項の規定の適用に係る同条第7項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(7)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 (6) 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の3第1項若しくは第2項、第7項若しくは第8項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった改正令附則第15条第1項第2号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。 (8) 「 」欄は、記載しないでください。 	<p>(新設)</p>